

平左衛門尉頼綱への御状

文永五年一〇月一日 四七歳

蒙古国の牒状到来に就いて言上せしめ候ひ畢んぬ。

抑^{そもそも} 先年日蓮立正安国論に之を勘へたるが如く、少しも違はず普合せしむ。然る間重ねて訴状を以て愁鬱^{しゅううつ ひら}を発かんと欲す。爰を以て諫旗^{かんき}を公前に飛ばし、争戟^{そうげき}を私後に立つ。併^{しかしなが}ら貴殿は一天の屋棟たり、万民の手足たり。争でか此の国滅亡せん事を歎かざらんや慎まざらんや。早く須^{すべから}く退治を加へて謗法の咎^{とが}を制すべし。

夫^{それおもんみ} 以れば一乘妙法蓮華經は諸仏正覚の極理、諸天善神の威食なり。之を信受せんに於ては何ぞ七難来たり三災興らんや。剩^{あまつさ}へ此の事を申す日蓮をば流罪せらる。争でか日月星宿罰を加へざらんや。聖徳太子は守屋の悪を倒して仏法を興し、秀郷は将門を挫きて名を後代に留む。然らば法華經の強敵^{ごうてき}たる御帰依の寺僧を退治して宜しく善神の擁護^{おうご}を蒙るべき者なり。

御式目を見るに非^{ひきよ}拋を制止すること分明なり。争でか日蓮が愁訴^{しゅうそ}に於ては御叙用無からんや。豈^{あに}御起請の文を破るに非ずや。此の趣を以て方々へ愚状^{まい}を進らす。所謂鎌倉殿・宿屋入道殿・建長寺・寿福寺・極楽寺・大仏殿・長楽寺・多宝寺・浄光明寺・弥源太殿、並びに此の状を合はせて十一箇所なり。各々御評議有りて速やかに御報に預かるべく候。若し然らば卞和の璞^{べんか} 磨きて玉と成り、法王髻^{けいちゅう}中の明珠此の時に顕はれんのみ。

全く身の為に之を申さず。神の為、君の為、国の為、一切衆生の為に言上せしむるの処^{くだん}件の如し。恐々謹言。

文永五年^{戊辰}十月十一日

日 蓮 花 押

平 左 衛 門 尉 殿